

令和6年度 岩沼市放課後児童クラブ加入案内



■放課後児童クラブとは？

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後等に児童館・児童センターを利用して適切な遊び及び生活の場を提供することによりその健全な育成を図るものです。

■放課後児童クラブ加入要件

市内の小学校に通う小学生で、保護者（20歳以上75歳未満の同居親族等を含む）全員が、次のいずれかに該当し、留守家庭となる場合です。なお、「集団生活」が難しい場合や特別な配慮が必要な場合等、児童を安全に預かることが難しいと判断した場合は、受け入れできないことがありますので御承知ください。

- (1) 児童の在宅時間に就労または就労を目的とした各種学校に就学している場合
- (2) 常時家族の介護・看病に当たっている場合
- (3) 妊娠・出産または疾病により入院または自宅療養が必要な場合
- (4) 身体障害者手帳1～3級または療育手帳若しくは精神保健福祉手帳を有し、かつ子育てが困難等の診断書がある場合
- (5) その他放課後児童クラブへの加入が必要と市長が認めた場合

■開設時間

- (1) 学校授業日 授業終了後から午後7時まで
- (2) 長期休業時（夏休み・秋休み・冬休み・春休み）等 午前8時から午後7時まで
- (3) 土曜日 午前8時から午後6時まで

※上記開設期間中であっても、通学している学校が天候等の事由による自宅待機の場合や、感染症等による学級・学校閉鎖の際は、安全管理上の理由により開設されません。

■放課後児童クラブ一覧

学区	名称	場所	問合せ先	定員
岩 小 学 区	北児童センター放課後児童クラブ なかよしクラブ	岩沼市相の原一丁目 3-49 (そら・にじの2クラスに分けています)	22-2857 (北児童センター)	60名
	北児童センター放課後児童クラブ分室 すすかけ放課後クラブ (主に岩沼中学校学区に在住の方)	岩沼市中央二丁目 1-1 (岩沼小学校敷地内)		28名
	北児童センター放課後児童分室 げんきクラブ (主に岩沼中学校学区に在住の方)			35名
南 小 学 区	南児童館放課後児童クラブ なかよしクラブ	岩沼市桑原四丁目 6-70	22-3852 (南児童館)	40名
	南児童館放課後児童クラブ分室 みなみっこクラブ (主に桑原、吹上等に在住の方)	岩沼市桑原四丁目 7-34 (SUN・MOONの2クラスに分けています)		60名
玉 小 学 区	東児童館放課後児童クラブ なかよしクラブ	岩沼市早股字小林 396-18 (なのはな・すずらの2クラスに分けています)	25-0455 (東児童館)	60名
	東児童館放課後児童クラブ分室 ひがしっこクラブ (主に恵み野西、玉浦西、早股、林等に在住の方)	岩沼市早股字小林 396-1 (玉浦小学校図工室)		30名
西 小 学 区	西児童センター放課後児童クラブ なかよしクラブ	岩沼市松ヶ丘一丁目 10-1 (ゆめ・きぼう・こころの3クラスに分けています)	22-4677 (西児童センター)	110名
	西児童センター放課後児童クラブ分室 ひだまりクラブ (主に土ヶ崎、松ヶ丘、三色吉、たけくま、北長谷、栄町に在住の方)	岩沼市松ヶ丘一丁目 17番地 の2 (岩沼西小学校敷地内) (みらい・つばさの2クラスに分けています)		80名

◎所属するクラブは在住地域をベースに調整していますが、申込状況によって一部変更が生じる場合があります。前年度の所属が、次年度以降の所属を保証するものではありません。可能な限り多くの児童を安全にお預かりするための調整となりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

■放課後児童クラブの加入決定までの流れ

1. 加入申し込み受付について

【受付場所】通学する小学区にある児童館（センター）

【受付時間】午前9時～正午、午後1時～午後6時（土日祝日除く）

【申込期間】令和5年10月2日（月）～令和5年10月31日（火）

※郵送での申込受付は行いません。

※新規加入の場合は、申込受付の際に面接（児童同伴）を行います。事前に児童館（センター）に御連絡のうえ、面接日時の調整をお願いします。

※転居先・就労先・仕事への復帰時期等が確定してから加入申し込みください。

※年度途中の申し込みに関しては、各児童館（センター）に御相談ください。

2. 審査および選考について

面接と書類によって審査を行います。提出書類に不備がある場合は、審査ができませんので御注意ください。加入が決定した場合、1月中旬ごろに岩沼市放課後児童クラブ加入承認書を送付します。

加入希望者が定員を超えた場合は、就労状況、家族構成などを基に必要性の高い児童から御案内しております。

【留意事項】

- ・児童の生活状況等を把握するため、小学校等の関係機関と情報交換や情報共有を行うことがあります。
- ・特別な支援が必要な児童については、児童の集団生活における状況等を把握するため、児童クラブへの加入前に2～3日程度体験受入れを行う場合があります。また、児童クラブで安全な受け入れを可能とするための環境設定や人的配置を確認し、受入れの適否について検討を行いますので、結果のお知らせが遅れる場合があります。
- ・お申込み内容に虚偽が認められた際は、加入をお断りする場合があります。



■加入申し込みに必要な書類

- (1) 岩沼市放課後児童クラブ加入申込書 (児童1人につき1枚)
 (2) 岩沼市放課後児童クラブ加入児童調査書①・② (児童1人につき1枚)
 (3) 加入要件を満たしていることを証明できる書類 (同居している大人全員分)

※世帯分離をしている場合でも書類の提出は必要です。

※20歳未満の子どもや、75歳以上の祖父母等については提出不要です。

※就労証明書、在学証明書、診断書については、指定の様式をお使いください。

証明書等は3か月以内に発行されたものとなります。

加入要件		必要書類	備考
就 労 (内定含む)	雇用されている (会社員・公務員・ パート・派遣社員・ 内職等) ※法人の代表者で ある場合も含みま す。	就労証明書	勤務先から証明を受けてください。 ※就労証明書は保育所と共通の様式 です。 ※保育所にも申し込まれる場合や、 きょうだいで児童クラブに申し込ま れる場合は、原本を一番下のお子さ んに添付し、不足分は写しを御準備 ください。
	自営業 (個人事業主等)	自営申出書	確定申告書の写し(最新のもの)ま たは締結している契約がある場合 は契約書等の写しの添付が必要で す。
就 学		在学証明書	在学中の学校から証明を受けてく ださい。 ※指定の様式での提出が難しい場合 は以下の書類を <u>1部ずつ</u> 御準備く ださい。 ①学校指定の証明書 ②受講カリキュラム
介護・看護		(1) 介護・看護申出書 (2) 介護を受ける方の診断 書または、以下のい ずれかの写し ① 身体障害者手帳 (1～2級) ② 療育手帳 ③ 精神保健福祉手帳 (1～2級) ④ 介護保険被保険者証 (要介護3～5)	診断書は常時介護・看護が必要な 旨の記載が必要です。 手帳・被保険者証は等級が確認でき るページ

妊娠・出産	(1) 母子手帳の写し (2) 診断書※切迫流産等の 医師の診断があり自宅 安静が必要な場合	母子手帳は父母氏名、出産予定日が 確認できるページ
疾病等により入院または自 宅療養が必要な場合	診断書	病院から発行された様式の場合は <u>家庭での保育が難しい旨の記載が 必要です。</u>
障 害	(1) 診断書 (2) 以下のいずれかの写し ① 身体障害者手帳 ② (1～3級) ③ 療育手帳 ④ 精神保健福祉手帳	手帳は等級が確認できるページ 診断書が病院から発行された様式 の場合は <u>家庭での保育が難しい旨 の記載が必要</u> です。

※その他、必要に応じて書類の提出をお願いすることがあります。

◇申込書類等記入にあたっての注意事項◇

- (1) 申込書類等は黒のボールペンで記入してください。
- (2) 鉛筆や消せるボールペンでの記入、修正ペンの使用がある場合は受付出来ません。
- (3) 誤って記入した場合は、訂正箇所を二重線で消し、申し込まれる保護者氏名を署名いた
るか、訂正印を押印のうえ、余白に書き直してください。訂正印を使用した場合は、加入申
込書保護者氏名欄の横にも押印ください。(スタンプ型簡易印鑑は使用できません)
- (4) 岩沼市放課後児童クラブ加入申込書の日付は、提出日を御記入ください。

■加入期間について

児童クラブの加入期間は以下のとおりです。なお、期間の延長を希望する場合は、加入期間内に再度「加入要件を満たしていることを証明できる書類」を提出する必要があります。

加入要件	加入期間（最長で令和7年3月31日まで）
就 労 (内定含む)	利用開始日から就労の終了日まで
就 学	利用開始日から学校等の在籍期間
介護・看護 入院または自宅療養が必要な場合 障 害	(1) 診断書に治療期間、常時介護・看護を必要とする期間の記載がある場合 利用開始日から治療期間、常時介護・看護を必要とする期間が終了する日まで
	(2) 診断書に治療期間、常時介護・看護を必要とする期間の記載がない場合 診断書の日付から6ヶ月 (例 令和5年5月15日付診断書の場合、 令和5年11月14日までが加入期間)
	(3) 各障害者手帳・介護保険被保険者証の場合 利用開始日から手帳・保険証の有効期間が終了する日まで
妊娠・出産	加入期間は最長で出産予定日の前後1か月を含む月初から月末となります。 (例 令和5年11月5日が出産予定の場合、 令和5年10月1日から12月31日までが加入期間) ※切迫流産等の医師の診断があり自宅安静が必要な場合は診断書の治療期間、常時介護・看護を必要とする期間が終了する日まで。

■利用料・利用形態について

1. 利用料

利用形態		利用の仕方	利用料
A	年間を通して利用	月3回以上利用する方	月額 2,000円
B	長期休業時 のみ利用	長期休業時及びその前日、翌日	夏休み 2,000円 秋休み 400円 冬・春休み 1,500円
C	1日単位で利用	就労等による突発的事由 月2回まで利用	200円/日

- 年間を通して利用（A利用）、長期休業時のみ利用（B利用）については、放課後児童クラブの利用がなくても加入期間中は料金が発生します。
- 長期休業時のみ利用（B利用）と1日単位で利用（C利用）の併用も可能です。

2. 利用料の減免

家庭の状況により、利用料が減免になる場合があります。

(1) 申請時期・方法

利用料減免のお手続きは加入が承認された後となります。申請書類が届く2月中旬以降に、以下の書類を御提出ください。

- ①岩沼市放課後児童クラブ利用料減免申請書
- ②減免の対象となることを証明する書類

減免の理由ごとに必要となる書類は以下のとおりです。

減免対象となる世帯	減免割合	必要書類
生活保護受給世帯	全額減免	・生活保護受給者証の写し
前年度の市町村民税が非課税で、かつ母子父子世帯の場合	全額減免	・令和5年度（令和4年分）市町村民税非課税証明書 ※同居している大人全員分が必要です ・児童扶養手当証書、母子・父子家庭医療費受給者証、その他母子父子家庭であることが分かる書類のうちいずれかの写し
前年度の市町村民税が非課税で、かつ在宅で障害のある家族がいる場合	全額減免	・令和5年度（令和4年分）市町村民税非課税証明書 ※同居している大人全員分が必要です ・身体障害者手帳、療育手帳、特別児童扶養手当受給者証、障害基礎年金証書または年金振込通知書のうちいずれかの写し
加入児童の兄または姉が放課後児童クラブに加入し、かつ加入児童がその世帯の第2子以降である場合	半額減免	・添付書類は特になし